

東京都公報

発行 東京都

令和八年一月二十一日

東京都知事 小池百合子

三 施行地区

中野区中野二丁目地内

四 事業施行期間

中野区中野三丁目三十二番十一号 平成三十年七月三十一日

二 事業施行期間

令和二年九月十六日から令和十年十二月三十一日まで

三 事業施行地区

中野区中野四丁目地内

四 事業施行地区

事務所の所在地及び設立認可の年月日

中野区新井二丁目三十番四号

五 事業施行内容

令和二年九月十六日

六 事業施行内容

事業施行期間を令和十二年三月三十一日まで延長する。

七 事業施行内容

定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年一月二十一日

八 事業施行内容

令和八年一月二十一日

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可

都市整備局市街地整備部再開発課

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可 (同)

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (五件) (環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)

○知事指定薬物の指定 (保健医療局健康安全部薬務課)

●東京都告示第三十五号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき中野二丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年一月二十一日
東京都知事 小池百合子
内)

一 要措置区域 別図のとおり（世田谷区北烏山二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 当該措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

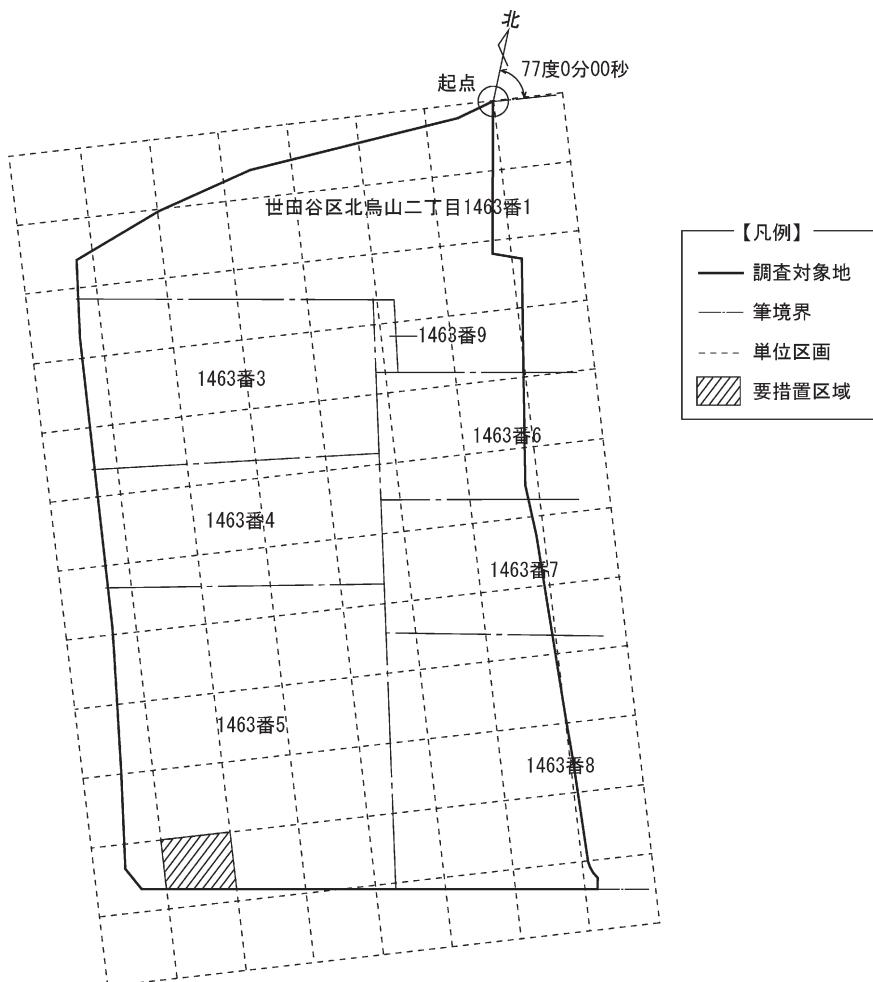
公 告 示

●東京都告示第三十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき町東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年一月二十一日
東京都知事 小池百合子

別図



【格子の回転角度(77度0分00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、座標X, Y = (-35467.679, -21207.635)とする。
※座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

令和八年一月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区荒川二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

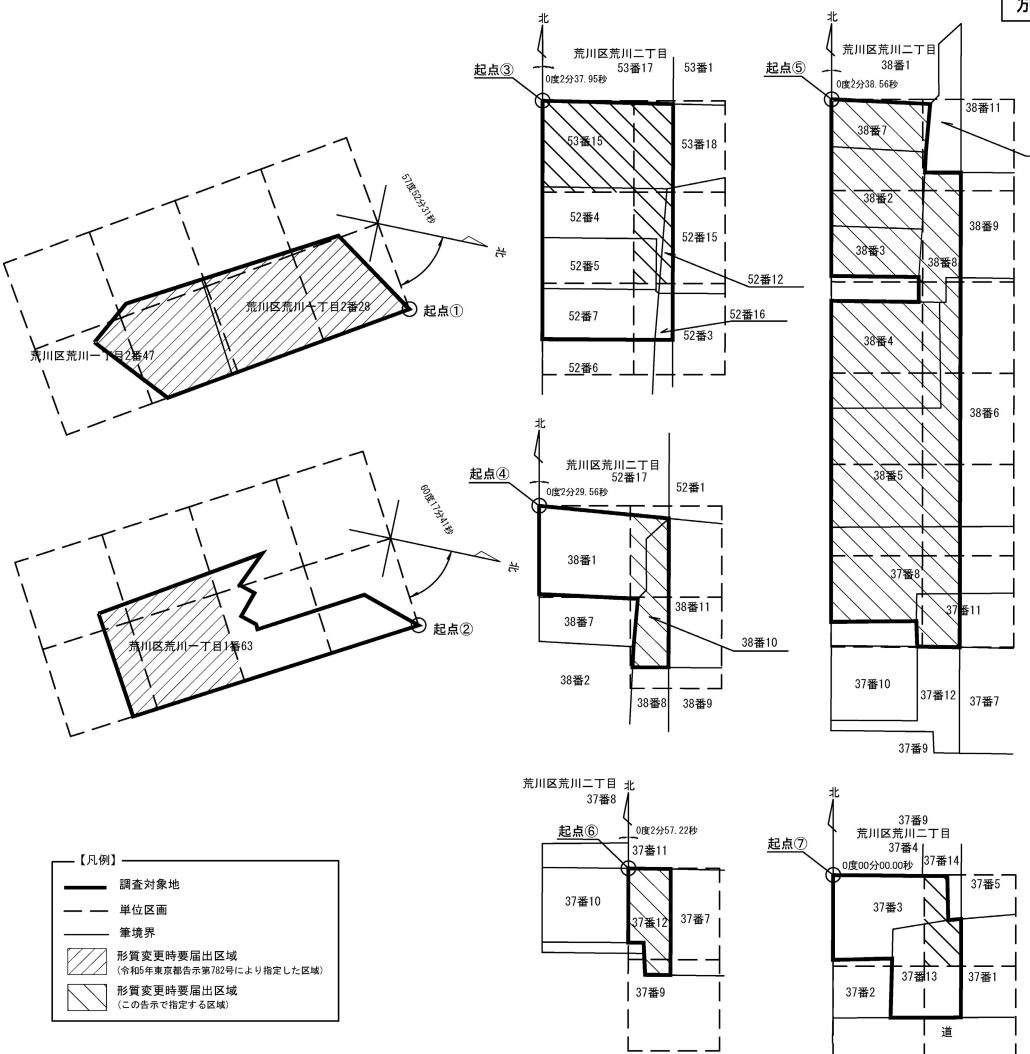
に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

● 東京都告示第三十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

別図



【起点】

起点①：起点は、荒川区荒川一丁目2番28の最北端とする。
 起点②：起点は、荒川区荒川一丁目1番63の最北端とする。
 起点③：起点は、荒川区荒川二丁目53番15の最北端とする。
 起点④：起点は、荒川区荒川二丁目38番1の最北端とする。
 起点⑤：起点は、荒川区荒川二丁目38番7の最北端とする。
 起点⑥：起点は、荒川区荒川二丁目37番12の最北端とする。
 起点⑦：起点は、荒川区荒川二丁目37番3の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点①：0度52分31秒
 起点②：60度17分41秒
 起点③：0度02分37.95秒
 起点④：0度02分29.56秒
 起点⑤：0度02分31.56秒
 起点⑥：0度02分57.22秒
 起点⑦：0度00分00.00秒

●東京都告示第三十八号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されておればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

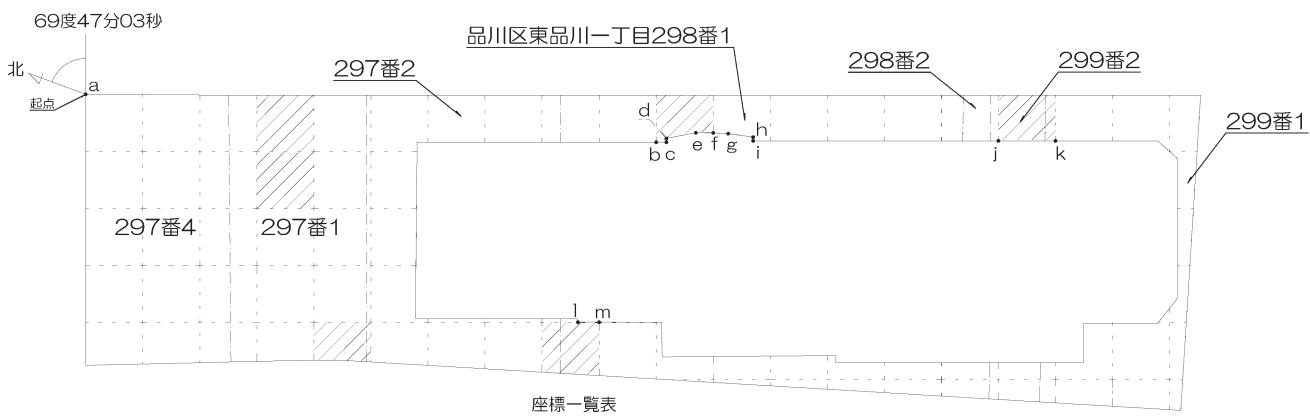
令和八年一月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東品川一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

別図



地点番号	X座標	Y座標
a	-42161.063	-7796.496
b	-42152.671	-7896.496
c	-42152.671	-7898.295
d	-42153.343	-7898.295
e	-42154.327	-7903.46
f	-42154.301	-7906.496
g	42154.179	-7909.133
h	-42153.562	-7913.494
i	-42152.905	-7913.494
j	-42152.905	-7956.496
k	-42152.905	-7966.496
l	-42121.063	-7882.781
m	-42121.14	-7886.496

【格子の回転角度

(69度47分03秒)]

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

起点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

凡例	
<input type="checkbox"/>	調査対象地
<input type="checkbox"/>	筆境界
<input type="checkbox"/>	単位区画
<input checked="" type="checkbox"/>	形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、品川区東品川一丁目297番4の最北端とする。

● 東京都告示第三十九号

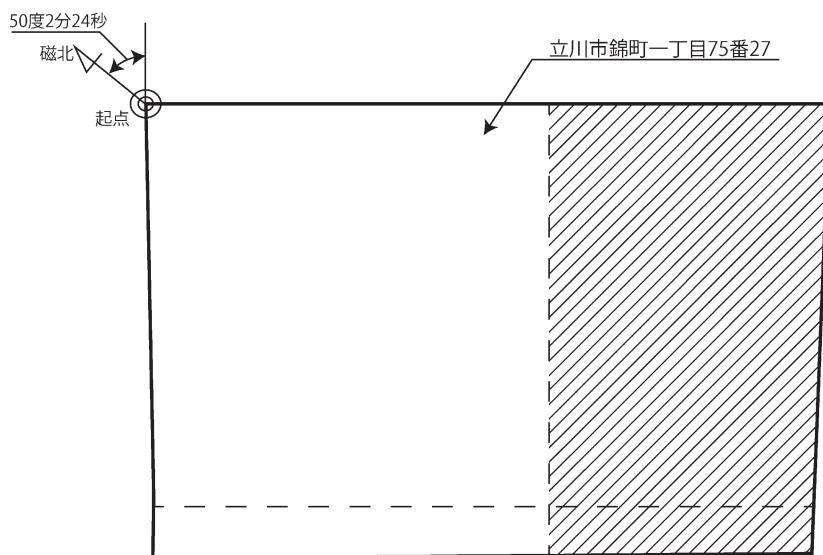
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十一日

東京都知事 小池百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(立川市錦町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講すべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【起点】
起点は、立川市錦町一丁目75番27の最北端とする。

【格子の回転角度:50度2分24秒】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 要措置区域
- 調査範囲、敷地境界及び筆境界
- 単位区画

● 東京都告示第四十号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十一日

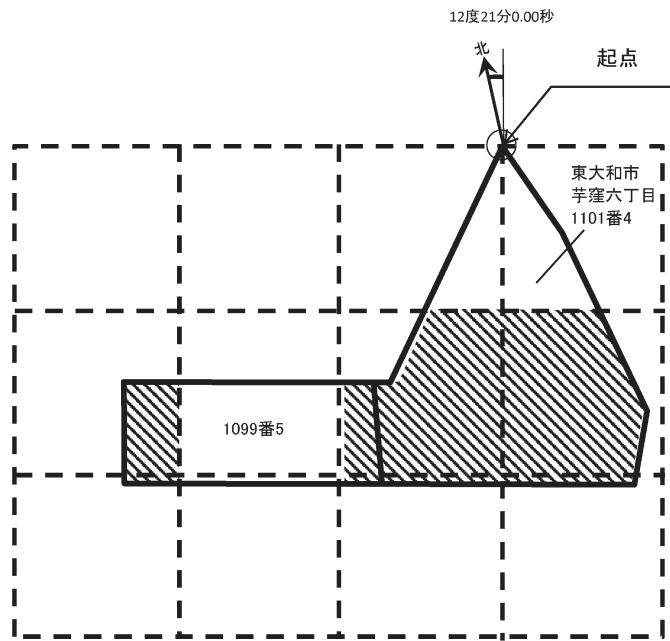
東京都知事 小池百合子

一 要措置区域 別図のとおり（東大和市芋窪六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講すべき指示措置 水質の測定 地下水の

別図



【起点】

起点は、東大和市芋窪六丁目
1101番4の最北端とする。

【凡例】

- 敷地境界(筆境界)
- ▨ 要措置区域
- - - 単位区画

【格子の回転角度(12度21分0.00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第四十一号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和八年一月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 知事指定薬物の名称
別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和八年一月二十二日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	3-{2-[(シクロプロピル) (メチル) アミノ]エチル}-1H-インドール-4-オール及びその塩類	4 HO-McPT、4 OH-McPT、4-hydroxy McPT
(2)	2-[(4-イソプロポキシフェニル) メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	N-Pyrrolidino-isotonitazene、Isotonitazepyne
(3)	2-{2-[(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類	Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrafuranitazene

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和8年1月21日

東京都収用委員会
会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
 - 2 事業の種類 国分寺都市計画道路事業3・2・8号府中所沢線
 - 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 - 4 土地所有者の氏名及び住所
 - 5 土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 - 6 裁決手続開始決定年月日 令和8年1月8日
- 別記のとおり

別記

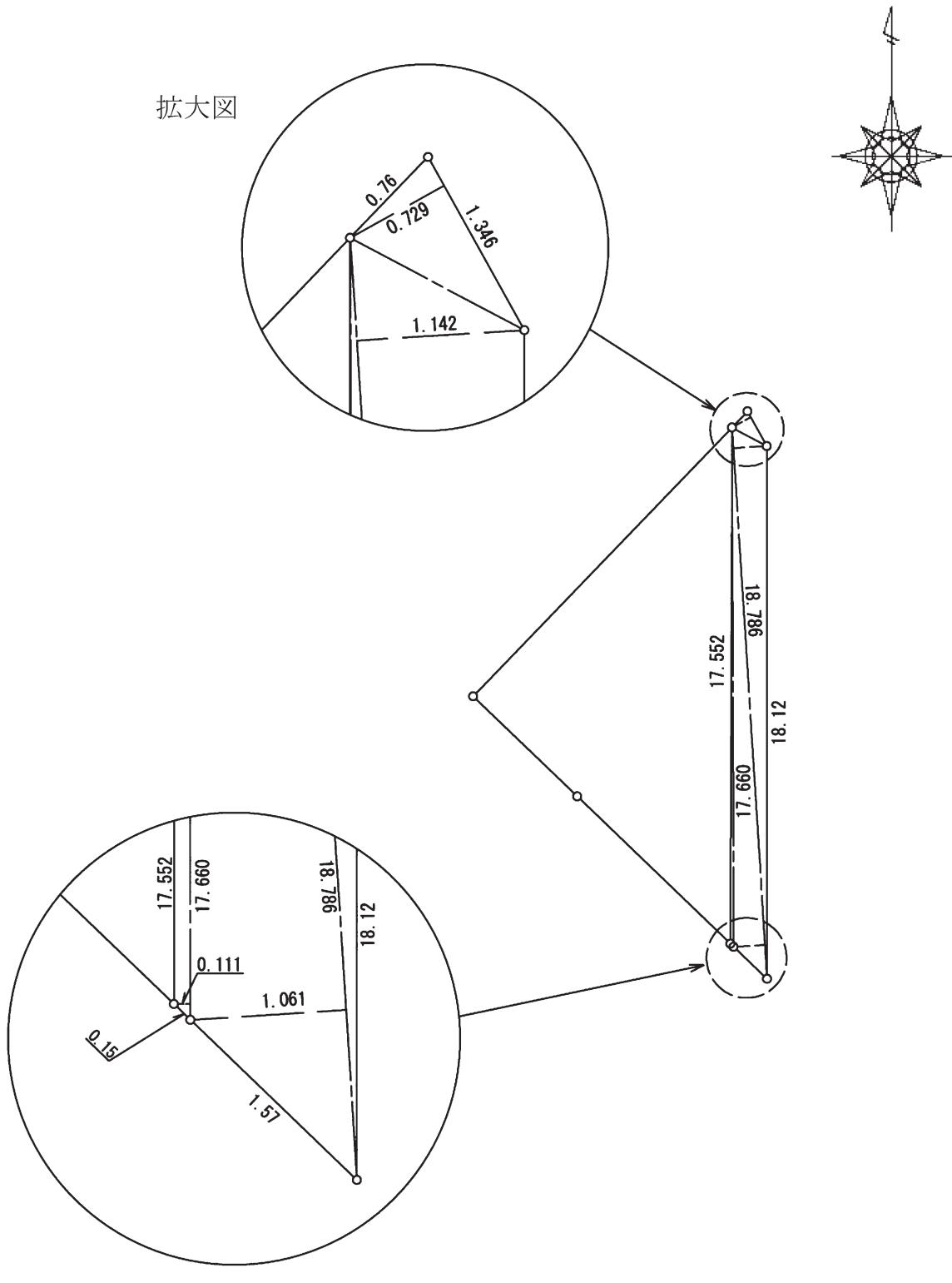
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関する権利を有する関係人			備考	別図のとおり
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		
東京都国分寺市内藤一丁目	14番35	宅地	m ² 99.01	m ² 99.11	m ² 22.16	富永恵子	東京都国分寺市内藤一丁目14番地35				

別図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都国分寺市内藤一丁目 14 番 35 のうち

22.16 平方メートル



発行 東京
電話 ○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号

一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。) 一一〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三八一)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001

